

参考資料1

第1回政策評価委員会における主な意見及び対処方針

施策番号	施策名	発言委員	意見	対応方針
-1-(1)	地球温暖化対策	大塚委員	6ページ(今後の課題)に「京都メカニズムに関する対策を推進する」とあるが、環境省は他省庁に比べて京都メカニズム(排出枠取引も含め)対策が遅れているように感じるので、もっと書いた方がよいのではないか。	<次のとおり修正する> 「今後の課題」の第1文の後に、独立した次の一文を入れる。「京都メカニズムについては、関係府省が協力して効率的に取り組を進めるため、政府内及び政府関係機関の体制を整備し、クレジットの円滑な取得のための仕組みの在り方、関係府省の役割分担を速やかに検討する。」
		佐野委員	温暖化については、日本としての総合的戦略に欠けている。日本の総理を中心としてトップでどういうことをやるべきかを示すべきではないか。環境税などは日本を二分する議論になっているが、省庁をあげて取り組める仕組みを作るべきではないか。	総理を本部長として内閣に地球温暖化対策推進本部が設置されており、政府として京都議定書目標達成計画等を基に対策を進めているところ。今後とも、関係府省と連携しながら、政府一丸となって地球温暖化対策を推進してまいりたい。 また環境税については、本年4月に閣議決定した京都議定書目標達成計画において、「真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」と位置付けたところ。 このため、今後、環境税の効果等について更に検討を深めながら、環境税について、関係各省、関係業界、国民各層との意見交換を進めてまいりたい。
-1-(2)	オゾン層保護対策	大塚委員	「下位目標3 フロンの回収・確保」について、回収率が目標60%に対して28%の達成状況である。フロン回収破壊法をより強化することが必要だと思う。15ページ(今後の課題)に「フロン回収破壊法の一層の徹底を図る」と書いてあるが(それが理想だが)、改正も含めて、もっと強く書いた方がよいのではないか。	御指摘の点については、今後の課題の3つ目に「未回収となっているフロン類の回収を促進するため、業務用冷凍空調機器について、法改正も含めた抜本的な回収率向上対策が必要である。」として記載しているところ。

施策番号	施策名	発言委員	意見	対応方針
-2-(1-3)	基礎調査・監視測定体制の整備等	大塚委員	<p>28ページ(今後の課題)に、「地方公共団体が実施する常時監視については、三位一体の改革の一環として…」とあるが、地方公共団体向けにガイドラインを作ることを考える、あるいは法律でもっと詳細に常時監視の方法を定めるやり方もあるのではないかと。</p> <p>三位一体により地方へ任せるのはいいが任せっきりで良くない。常に監視出来ているかどうかや、地方との連携がうまくいっているかどうか重要である。そのような観点から来年度の政策評価に向け新たな指標を設定できないか。</p>	<p>< 次のとおり修正する ></p> <p>意見を踏まえ、-2-(1-3)の「今後の課題」を修正した。また関連する施策として-3-(4)の「今後の課題」に修正を加えた。</p> <p>なお、については指標化できるかどうか、出来るとすればどのような指標が出来るかを含め検討したい。</p> <p>近年の大気汚染の態様の変化も受け、大気環境モニタリングについて必要な測定局の確保等を図るため、大気汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準を改正し、測定局の数及び配置等に関するガイドライン(基準)を定め、6月29日、都道府県等に通知した。この基準により、適正な環境モニタリングの水準を確保してまいりたい。</p>
-3-(4)	水環境の監視等の体制の整備			<p>また、近年の水質汚濁の態様の変化も受け、水環境モニタリングについて必要な測定地点の確保等を図るため、水質汚濁の状況の常時監視に関する事務処理基準を改正し、測定地点の配置に関する基本的考え方等を定め、6月29日、都道府県等に通知した。この基準により、適正な環境モニタリングの水準を確保してまいりたい。</p>
-6-(4)	産業廃棄物対策(排出抑制、再生利用、適正処理等)	佐野委員	<p>廃棄物処理業の優良化は重要だが、情報公開など環境に取り組んでいる企業については、在庫を2週間以上は置いてはいけないといった廃掃法の古い規定の見直しや新規設備投資の許認可を得るまでに長期間を要すること等を改善すべきではないか。</p>	<p>廃棄物処理業では、悪質な業者による廃棄物の不法投棄・不適正処理問題が依然として顕在化していることから、国としてもその対応が強く求められてきた。このため、平成15年以降3年連続で廃掃法を改正し、悪質な業者を排除するために必要となる規制を強化してきたところである。したがって、現時点では、こうした必要な規制について緩和することは困難である。</p> <p>その一方で、優良業者の育成を通じて廃棄物処理業全体の優良化を進めることにより、廃棄物ビジネスを振興していくことも重要な課題であると考えている。このため、「規制改革・民間開放推進三カ年計画」に基づく許認可手続きの簡素化等の取組も含めて、可能なものについては規制の緩和等を進めてまいりたい。</p>

施策番号	施策名	発言委員	意見	対応方針
-6-(5)	廃棄物の不法投棄の防止等	大塚委員	下位目標2の目標設定について、不法投棄は見つかった時点で計上されるため、今年見つからなければよいのか、という問題になってしまう。目標設定を変えた方がよいのではないか。	不法投棄対策の基本は発生防止である。不法投棄が行われながら実際に発覚するまでには、ある程度時間を要することがあるため、投棄量を経時的に把握することには困難が多い。このため、不法投棄の「発生」については、「新たな発覚」により把握することが適当である。この時間遅れをできるだけ短くするため都道府県等は監視活動を強化し、環境省では不法投棄ホットライン等により対応の迅速化を図っている。なお、不法投棄の全体量を把握するため、各年度末時点で残存している不法投棄を対象とした「残存量調査」を新たに開始し、判明の翌年以降に全体量が明らかになった場合であっても、その反映が的確にできるよう努めている。
-8-(4)	野生生物の保護管理	鷲谷委員	評価書全般を見ると、目標・指標があるものが分かりやすい。例えば母数としてレッドリストの数字(2,653種)を使い、希少野生動植物種の指定数や保護増殖事業計画の策定数の増減で傾向が見られるようにすべきではないか。	今後、評価の指標の在り方について検討してまいりたい。
-2	環境教育・環境学習の推進	小林委員	こどもエコクラブの会員数、環境カウンセラーの登録者数など、目標設定に人数を入れていることは今もってどうなのだろうと思うところがある。人数も大切であるが、それによって何が変わってきているのかが分からない。効果の示し方を考えるべきではないか。	今後、評価の指標の在り方について検討してまいりたい。
		崎田委員	目標が人数だけというのは、目標設定しづらいのでは。もう少し設定を変えるべきではないか。	今後、評価の指標の在り方について検討してまいりたい。

施策番号	施策名	発言委員	意見	対応方針
-7	試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	山本委員	下位目標5では、IPCC第4次レポートでの引用貢献度を掲げているが、目標を達成できるか心配である。	<p>< 次のとおり修正する ></p> <p>「目標に対する総合的な評価」を修正した。</p> <p>本件目標は、設定時点では、総合科学技術会議の競争的資金倍増計画の下、引用貢献度1.5倍を目指すとしたものであるが、地球環境研究総合推進費の平成17年度予算額(3,015百万円)は平成12年度の1.14倍であり、当初想定を大幅に下回っている状況にある。</p> <p>また、IPCC第4次レポート(AR4)について、今回、日本からは、調整役代表執筆者3名(第3次では2名)、代表執筆者21名(同19名)、査読編集者5名(同3名)が選任され、前回から執筆者数としては1割強の増加になったが、大幅増には至らなかった。</p> <p>以上の状況から、引用貢献度1.5倍を目指すとする目標の達成は厳しい見通しであるが、引き続き、温暖化対策の観点から戦略的に先導すべき研究を重点的に推進するとともに、関係省庁と連携して、我が国からの貢献推進のため、国内連絡会の開催、執筆者の支援、研究者から時宜を得た論文発表がなされるよう情報提供を行うなど、IPCC/AR4での我が国の引用貢献度拡大に努めてまいりたい。</p>
政策評価全般に係る事項	崎田委員	環境問題の普及啓発の効果は、社会的関心が高い。社会全体のライフスタイルを変えていくことへの思いは強い。環境省が頑張っていることがもっと伝わるような書き方があるはず。環境施策の全ての分野で普及啓発に予算を使っているはずなので、普及啓発に係る全ての予算をまとめるなど、工夫すべきではないか。また、ヨコ串の施策を評価書の一番前に持っていくと注目されてよいのではないか。	<p>< 次のとおり修正する ></p> <p>普及啓発の範囲の決め方もいろいろあり、どこまで評価するのが難しい問題である。評価書にどの程度書き込めるか、また、環境省の努力を伝えるにはどのような方法があるのかは、今後の検討課題とさせていただきたい。</p> <p>なお、現時点での対応可能な修正として、「-2環境教育・環境学習の推進」のシートにおいて、普及啓発の効果に関する記載について見直しを行い内容の充実を図った。</p>	

施策番号	施策名	発言委員	意見	対応方針
政策評価全般に係る事項		鷲谷委員	指標と目標の関係について - 指標と目標の間の相関関係に高いものと低いものがある。指標と目標の相関関係によって記述の仕方を工夫した方がよいのではないか。指標は、記述を客観的にするという目的でなるべく多く挙げるべきではないか。	今後の検討課題とさせていただきたい。
		崎田委員	三位一体の改革などにより、国から地方公共団体へと主体が変わっても、全国的な環境改善を目指すという方向を変えないことが重要である。横断的な問題として役割分担も考え、きちんと行われているかを評価すべきではないか。	三位一体の改革により、大気、水環境の監視測定体制については、補助金からガイドラインを通じた施策の展開となり、その施策の展開を評価することとしている。
		山本委員	リサイクルの環は日本の中で閉じるのか、アジアを含めるのか、戦略をはっきりさせるべきではないか。	3Rイニシアティブ閣僚会合の結果を踏まえ、長期的にアジア地域で連携して循環ビジョンの策定を目指すこととしている。
		佐野委員	EUの化学物質政策などについては、他省庁が先行して取り組んでいるが、省庁間の連携をさらに強化すべきではないか。	<p>< 次のとおり修正する ></p> <p>評価シート -7-(4)の「今後の課題」欄を修正した。</p> <p>電気電子製品への有害物質使用規制(RoHS指令)への対応については、経済産業省と連携して有害物質の使用に関する情報伝達制度を検討しているほか、POPs条約における臭素系難燃剤の扱い、UNEPにおける有害金属対策の検討等の課題に、各省連携して取り組むこととしている。また、欧州では新たな化学物質規制(REACH)が検討されているが、当省としても、REACHに関する動向把握に努めるとともに、REACHの主要な柱である既存化学物質対策について、各省及び産業界と連携し、官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラムを推進している。EUの化学物質政策への対応については、今後とも、各省庁との連携を図り、取り組んでまいりたいと考えている。</p>